

事例番号:300211

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 1 日

11:00 予定日超過のため分娩誘発目的で入院
吸湿性子宮頸管拡張材を挿入

4) 分娩経過

妊娠 41 週 2 日

7:00 陣痛開始

7:01 キシトシ注射液投与開始

14:05 経膣分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 2 日

(2) 出生時体重:3672g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.32、PCO₂ 52mmHg、PO₂ 16mmHg、
HCO₃⁻ 26mmol/L、BE -1mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 5 点、生後 5 分 8 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 7 日 退院

生後 2 ヶ月 筋緊張低下あり

生後 3 ヶ月 定頸の遅れあり

1 歳 7 ヶ月 筋緊張の著明な低下あり

(7) 頭部画像所見:

生後 6 ヶ月 頭部 CT で先天性の脳障害や低酸素・虚血(大脳基底核・視床の明らかな信号異常)を示唆する所見を認めない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に関与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 41 週 1 日に予定日超過のため、分娩誘発としたことは選択肢のひとつである。

(2) 分娩誘発にあたって、文書による説明・同意を得たこと、分娩監視装置を連続装着したことは一般的である。

(3) 妊娠 41 週 1 日吸湿性子宮頸管拡張材を使用して子宮頸管熟化処置を行ったことは一般的であるが、吸湿性子宮頸管拡張材を抜去する前にオキシシリン注射液を投与したことは基準から逸脱している。

(4) 妊娠 41 週 2 日オキシシリン注射液の初回投与量(オキシシリン注射液 5 単位 1 アンブルをブドウ糖注射液 500mL に溶解し、12mL/時間で投与開始)は基準内である。

(5) オキシシリン注射液の増量法については詳細な記載がないため評価出来ない。オキシシリン注射液の増量法については詳細な記載がないため評価出来ない。オキシシリン注射液の増量法については詳細な記載がないため評価出来ない。

ソシ注射液の増量時刻・量の記載がないことは一般的ではない。

(6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児管理は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 子宮収縮薬と吸湿性子宮頸管拡張材を同時併用しないことが望まれる。

(2) 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例では、妊娠 41 週 2 日におけるオキシソシ注射液投与の増量法について診療録記載がなく、評価できなかった。観察事項や妊産婦に対して行われた処置は詳細を記載することが望まれる。

(3) 「産婦人科診療ガイドライン」の改定に伴い、B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングは今後、妊娠 35 週から 37 週に実施することが望まれる。

【解説】本事例では、妊娠 34 週に膣分泌物培養検査が実施されており、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2011」に則った対応がされているが、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」で推奨時期が変更されたことから、今後は妊娠 35 週から 37 週で実施することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 脳性麻痺発症に関与すると考えられる異常所見を見出すことができない事例を集積し、疫学調査や病態研究等、原因解明につながる研究を推進することが望まれる。

イ. 国・地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療ガイドライン」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる

制度を構築するよう働きかけることが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、膣分泌物培養検査（GBS スクリーニング）を妊娠 35 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。